

霧多布湿原

きりたっぶしづげん

北海道浜中町



①琵琶瀬展望台からの風景



[登録番号] 613

[登録年月日] 1993年6月10日

[面積] 2,504ha

[湿地のタイプ] H:潮間帯湿地、M:永久的河川、溪流、小河川、Q:永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼、Sp:永久的塩水、汽水、アルカリ性沼沢地、水たまり、Ss:季節的、断続的塩水、汽水、アルカリ性湿原、水たまり、U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区、国定公園特別保護地区および特別地域

[国際登録基準] 1、3

湿地の概要

霧多布湿原は、北海道東部の太平洋に面した琵琶瀬湾、浜中湾の海岸線に沿って広がる、南北約9km、東西約3km、面積3,168haの湿原である。湿原の主要部分と、湿原の西にある火散布沼と藻散布沼の474ha、合計2,504haがラムサール条約湿地になっている。中央部の803haは、ミズゴケ類などの泥炭形成植物群落として天然記念物に指定されている。湿原の北部にはトドマツを主体とした針広混交林、湿原の南部には太平洋が広がり、多様な自然環境がコンパクトにまとまっている。

霧多布湿原は5,500年前までは海であったが、400～500年に1回の頻度で発生した大地震の影響で地盤が隆起し、今の湿原が形成された。

火散布沼と藻散布沼は海跡湖であり、沼全体が浅く、湖岸が入り組んだ汽水湖となっている。

北海道東部は日本でももっとも寒い地域で、霧多布湿原も、冬は雪と氷に閉ざされ、夏は海面に発生する霧で日照が少ないため、年間平均気温5～6℃と冷涼な気候にある。



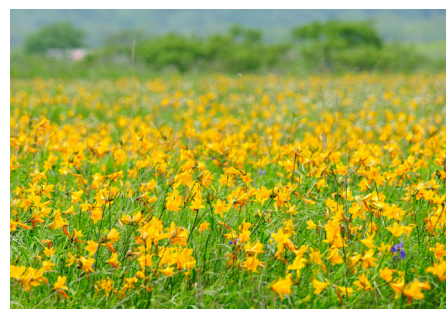
湿地にかかわる動植物

湿原の北部にはミズゴケ湿原、スゲ湿原が発達し、南部にはヨシ群落が発達し、湿原の中を流れる河川には、海水の影響を受けてエゾツルキンバイやアッケシソウなどの塩性植物が生育している。

湿原の凍結がゆるむ春・秋には多くの渡り鳥が霧多布湿原を中継地として利用する。湿原の周辺には森林や海岸などの環境もあるため、多様な野鳥が飛来し、タンチョウ、オオハクチョウ、オオワシなど現在までに293種類の野鳥が確認されている。同様に哺乳類においても、エゾシカ、エゾモモンガ、アザラシ、ラッコな

どさまざまな種を観察することができる。

5月～9月には、ワタスゲ、ヒオウギアヤメ、エゾカンゾウ、クシロハナシノブ、ノハナショウブ、ハマナスなどたくさんの花の競演が湿原をいろどり、全国からの多くの観光客の目を楽しませている。このことから、霧多布湿原は別名「花の湿原」とも呼ばれている。



②エゾカンゾウの群落



③タンチョウの親子

保全・管理の取組

霧多布湿原の周辺の多くは私有地である。これらの土地を保全するため1986年、地元住民が「湿原ファンクラブ」を結成し、湿原内の私有地を借り上げて活用する運動に取り組んだ。この運動が共感をよび、全国から多くの会員が集まった。当クラブは2000年に「特定非営利活動法人霧多布湿原トラスト」へと発展し、私有地を買い取るナショナルトラスト活動が本格的に始まった。日本で湿地を守る運動として初めてナショナルトラスト活動

が導入されたのが霧多布湿原である。当NPOが中心になり、開発にさらされる周辺部の土地を借り上げ、買い上げてきた。2021年9月現在、湿原と周辺の森林を含めて1,063haを保全している。

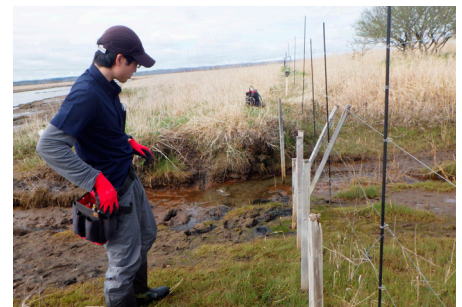
湿原の保全啓発、エコツアー、環境教育活動の拠点となっている霧多布湿原センターでは、湿地の全容がわかる展示や自然観察プログラムを実施、また浜中町の役場では、湿地の調査・研究に対して学術研究助成も行われている。



④2021年の保全状況



⑤環境教育におけるカヌー体験



⑥湿原に設置されているエゾシカ侵入防止柵の点検

ワイズユースの取組

地元の漁業協同組合では、持続可能な昆布漁を行うために、海の雑草の駆除作業を行い、昆布が生息しやすい漁場管理に努めている。また、地域の子どもたちに浜中町の漁業について知ってもらうため、漁業体験等の教育プログラムを行っている。

地元の環境保全団体は、自然環境を保全するだけでなく、地域の自然を活かして生産された商品の販売、子どもたち

への環境教育活動、住民参加型の保全活動の実施など、普及啓発活動にも力を入れている。

地元の観光業者は、積極的に町外からの観光客を受け入れ、カヌー、トレッキング、乗馬体験などの多様なエコツアーを提供している。また、地元自治体や環境保全団体等と連携して地域の子どもたち向けの環境教育活動を行っている観光業者もある。

関連自治体

浜中町役場 ☎0153-62-2111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

霧多布湿原(きりたつぷしつげん)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 北村康春(①②③④)、霧多布湿原ナショナルトラスト(⑤⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにいただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03